

平成 28 年 9 月 21 日

各 位

ファンド名 i シェアーズ JPX 日経 400 ETF
コード番号 1 3 6 4
管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 業務部 加藤 淳一郎 (TEL. 03-6703-4935)

上場投資信託の約款変更のお知らせ

当社を委託者とする上場投資信託について、下記の通り約款変更を行うことのお知らせいたします。なお、当約款変更につきましては、重大な約款変更には該当しないため、書面による決議は行いません。なお、当該約款変更と共に行われる重大な約款変更については、平成 28 年 6 月 22 日にお知らせした「上場投資信託の証券投資信託約款変更および基準日設定のお知らせ」をご高覧ください。

記

1. ファンド名 (コード番号)	「i シェアーズ JPX日経400 ETF」(1 3 6 4)
2. 変更の内容	信託報酬率の引下げを行います。 (当約款変更の内容の詳細については、以下の新旧対照表をご参照ください。)
3. 変更の理由	現在まで、委託者は信託財産から信託報酬を受領した上で、上場費用および対象指数の使用料等費用を委託者より支払っていました。今後は、信託財産で負担する費用の内訳を一層明確となるよう、別途、重大な約款変更を行い、当該費用を信託財産から直接支弁することとします。当該費用の直接支弁に伴い、本件の約款変更により信託報酬率の引下げを行います。 なお、本件の約款変更による信託報酬の引下げ額と、重大な約款変更により新たに信託財産から直接支弁されることとなる費用の額は、現時点で概ね同じ水準とする予定です。よって、これらの約款変更適用日前後において、受益者が当該投資信託の保有を通じて間接的に負担する費用の総額は同水準で推移することが見込まれます。
4. 届出の予定日	平成28年 9 月23日
5. 約款変更日	平成28年10月18日

約款 新旧対照表

新	旧
[信託報酬等の総額] 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の11.5の率を乗じて得た額とします。 ②、③ (省略)	[信託報酬等の総額] 第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の17の率を乗じて得た額とします。 ②、③ (省略)

以上